

平成22年第12回教育委員会記録

平成22年6月23日（水）

杉並区教育委員会

教育委員会記録

日 時 平成22年6月23日(水) 午後2時02分～午後2時22分

場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 大藏 雄之助 委員代理者 大橋 辰雄
委員 宮坂 公夫 教育長 井出 隆安

欠席委員 委員 安本 ゆみ

出席説明員 事務局次長 吉田 順之 教育部 教育改革担当長 渡辺 均
庶務課長 北風 進 教育人事企画長 佐藤 浩
教育改革推進課長 岡本 勝実 教育委員会事務局事務包括指導主事 白石 高士
学校適正配置担当課長 齊藤 俊朗 学務課長 日暮 修通
社会教育スポーツ課長 植田 敏郎 済美教育センター所長 玉山 雅夫
済美教育センター副所長 坂田 篤 済美教育センター事務包括指導主事 田中 稔
中央図書館長 和田 義広 中央図書館長 堀川 直美
事務局職員 庶務係長 日下部 仁 法規担当係長 佐野 太一
担当書記 島崎 和也

傍聴者数 2名

会議に付した事件

(議案)

議案第67号 杉並区体育施設等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議案第68号 杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議案第69号 杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則

の一部を改正する規則

議案第70号 杉並区学校教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議案第71号 杉並区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

議案第72号 杉並区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則

議案第73号 杉並区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

議案第74号 杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

議案第75号 杉並区学校教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則

議案第76号 杉並区学校教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

議案第77号 杉並区学校教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

議案第78号 杉並区教育委員会職務権限規程の一部改正

議案第79号 杉並区立学校職員出勤簿整理規程の一部改正

議案第80号 「平成22年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」の実施方針

(報告事項)

(1) 指定管理施設高井戸温水プールの開場時間延長について

目 次

議事録署名委員の指名について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

議案審議

議案第67号 杉並区体育施設等に関する条例施行規則の一部を改正
する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

議案第68号 杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関
する条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・ 5

議案第69号 杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関す
る条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・ 5

議案第70号 杉並区学校教育職員の給与に関する条例施行規則の一
部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

議案第71号 杉並区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助
執行に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・ 5

議案第72号 杉並区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関
する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

議案第73号 杉並区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部
を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

議案第74号 杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部
を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

議案第75号 杉並区学校教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関す
る規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

議案第76号 杉並区学校教育職員の期末手当に関する規則の一部を
改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

議案第77号 杉並区学校教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を
改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

議案第78号 杉並区教育委員会職務権限規程の一部改正・・・・・・・・ 9

議案第79号 杉並区立学校職員出勤簿整理規程の一部改正・・・・・・・・ 9

議案第80号 「平成22年度教育に関する事務の管理及び執行の状況
の点検及び評価」の実施方針・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

報告事項

(1) 指定管理施設高井戸温水プールの開場時間延長について・・・・・・・・ 10

委員長 ただいまから平成22年第12回教育委員会定例会を開催いたします。

本日は、安本委員から所用のために欠席というご連絡を受けております。

本日の議事録の署名委員は、宮坂委員にお願いいたします。

本日の議事日程は、ご案内のとおり、議案が14件、報告が1件となっております。

それでは、議案の審議に入ります。

日程第1、議案第67号「杉並区体育施設等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」を上程し、審議いたします。

庶務課長から説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、議案第67号につきまして、ご説明申し上げます。

杉並区上井草運動場のゲートボール場を、多様化する区民のスポーツ活動へのニーズに応えるため、多目的に利用できる小運動場として使用できるよう、杉並区体育施設等に関する条例が改正されましたので、開場時間等を定めるため、改正するものでございます。

新旧対照表の3ページ、別表第2をご覧ください。

小運動場の開場時間は午前9時から午後9時までとしております。

4ページでございます。

ゲートボール場としての開場時間につきましても、同様に午後9時までに拡大をいたしてございます。

また、別表第5でございます。

照明設備をつけましたので、その利用料金を1時間につき200円とし、その他必要な規定整備を行ってございます。

最後に施行期日でございますが、平成22年9月1日とし、付則第2項で小運動場の使用の承認について、9月1日以降の使用について適用することといたしてございます。

以上で説明を終わります。

議案の朗読は省略させていただきます。

委員長 どうもありがとうございました。

ただいまのご説明について、ご質問、ご意見などありましたら。

夜9時までというのは、夏だけということではないんですね。

庶務課長 はい、年間です。

委員長 年間を通して。

庶務課長 照明設備がついてございますので。

委員長 どうもありがとうございました。

それでは、これについては異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

委員長 では、異議がありませんので、原案のとおり可決をいたします。どうもありがとうございました。

それでは、次は、日程第2、議案第68号「杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」、日程第3、議案第69号「杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」、日程第4、議案第70号「杉並区学校教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則」、日程第5、議案第71号「杉並区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則」、以上の4件につきましては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の改正に伴う議案ですので、一括上程して審議いたします。

庶務課長から説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、議案第68号から議案第71号までにつきまして、ご説明申し上げます。

今、一括上程されました4議案につきましては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び労働基準法の一部改正等を踏まえまして、職員の勤務条件に係る条例が改正されたことに伴い、必要な規定を整備するために改正するものでございます。

初めに、議案第68号でございます。

こちらは、幼稚園教育職員に関する規定でございます。

新旧対照表3ページをご覧ください。

法改正に伴いまして、育児又は介護を行う職員の超過勤務の制限について、請求手続、超過勤務の制限が適用になる月、年当たりの超過勤務時間等を定めてございます。

5ページ、29条の2をご覧ください。

子の看護のための休暇につきまして、取得要件、日数等を規定してございます。

これは、1人の場合には年5日、2人以上の場合には10日、それから3人になりますと1人につき2日を付与するという内容でございます。

6ページの第29条の3をご覧ください。

法改正に伴い新設されました短期の介護休暇について、取得条件、日数等を定めてございます。

こちらについては、1人については5日、2人以上介護をする者がいた場合には10日という規定でございます。

施行期日でございますが、平成22年6月30日からの施行としてございます。

次に、議案第69号について、ご説明申し上げます。

こちらは、区費の学校教育職員に関する規定でございます。

新旧対照表の1ページをご覧ください。

第7条の2としまして、3歳に満たない子の育児を行う職員の超過勤務の制限について、手続等を規定してございます。内容は、先程の幼稚園教育職員と同様でございます。

2ページの第8条をご覧ください。

小学校就学の始期に達するまでの子の育児又は介護を行う職員の超過勤務の制限について、いわゆる専業主婦など、配偶者が常態として子を養育できる場合は、これまで制限の対象外でございましたけれども、法改正を踏まえまして、このような場合でも対象とすることにしてございます。

続きまして、4ページをご覧ください。

現在、教育職員には超過勤務手当の支給はございませんけれども、第8条の2として、超勤代休時間を承認する場合の時間数等について規定をしてございます。

7ページでございます。

第34条の2の短期の介護休暇は、先ほどの議案と同様でございます。

その他、子どもの看護休暇について、都費教員に準じた改正、必要な規定整備等を行ってございます。

施行期日につきましては、平成22年6月30日からとさせていただきます。

次に、議案第70号についてご説明申し上げます。

こちらは区費の学校教育職員の給与に関する規定でございます。

新旧対照表をご覧ください。

超勤代休時間の制度を設けたことに伴いまして、超勤代休時間が承認された場合の超勤代休時間相当分を差し引いた超過勤務手当の支給等について規定をしてございます。

施行期日は平成22年6月30日といたしてございます。

次に、議案第71号について、ご説明申し上げます。

本議案は、先の3議案に係る、超過勤務の制限の承認、超勤代休時間の承認等につきまして、教育長に委任するため、改正をするものでございます。

また、本規則は都費の教職員、区費の学校教育職員、幼稚園教育職員に係る規定でございますが、従前、構成がわかりづらかったということもございまして、今回、対象となる職員ごとに規定をするように改めてございます。

新旧対照表の1ページをご覧ください。

第2条第1項以降で、都費教職員及び区費の学校教育職員に係る超勤代休時間の承認、幼稚園

教育職員を含めた超過勤務の制限等について加えてございます。

また、新旧対照表の4ページでは、付則を改正いたしまして、都費の教職員の子ども手当の認定につきまして、児童手当の認定等の規定を準用することといたしてございます。

最後に施行期日でございますが、平成22年6月30日から施行することといたしますが、都費の教職員の超過勤務の免除に関する規定は、7月1日からの施行、子ども手当の準用に関する規定につきましては、公布の日から施行し、6月10日から適用することといたします。

以上で説明を終わります。

議案の朗読は省略させていただきます。

委員長 それでは、ただいま一括上程しましたものにつきましてご質問、ご意見があれば、議案番号を明示の上、お願いいたします。何かございますか。

(「なし」の声)

委員長 それでは、これは一括して承認しても、異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 それでは、異議がありませんので、原案のとおり可決いたします。

次は、日程第6、議案第72号「杉並区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則」、日程第7、議案第73号「杉並区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」、日程第8、議案第74号「杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」、日程第9、議案第75号「杉並区学校教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則」、日程第10、議案第76号「杉並区学校教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」、日程第11、議案第77号「杉並区学校教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」、以上の6件については、公益的法人等への杉並区職員の派遣に関する条例の一部改正に伴う議案ですので、一括上程し、審議いたします。

庶務課長から説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、議案第72号から第77号までにつきまして、ご説明申し上げます。

一括上程されました6議案につきましては、公益的法人等の杉並区職員の派遣に関する条例の一部が改正され、派遣職員に対して、区が直接給与を支給することができることとなったことから、必要な規定を整備するものでございます。

初めに、議案第72号でございますが、新旧対照表をご覧ください。

公益的法人等への派遣職員には、区においては昇給や号給の調整等を行わないこととしてございましたけれども、この規定の適用を受ける幼稚園教育職員から、区が直接給与を支給する派遣職員を除くことと規定してございます。

次に、議案第73号でございます。

新旧対照表 1 ページをご覧ください。

区が直接給与を支給する派遣職員以外の派遣職員を、区が支給する期末手当の対象外とするものでございます。その他、派遣職員への期末手当の支給については、必要な規定を整備してございます。

次に、議案第74号でございますが、新旧対照表の 1 ページをご覧ください。

期末手当と同様に、区が直接給与を支給する派遣職員以外の派遣職員を、勤勉手当支給の対象外とするため、必要な改正を行うものでございます。

次に、議案第75号から議案第77号までですが、これらの議案は、区費の学校教育職員に関する規定について、幼稚園教育職員と同様の改正を行うものでございます。

最後に施行期日ですが、いずれの議案も平成22年 7 月 1 日から施行することといたしてございます。

以上で説明を終わります。

議案の朗読は省略させていただきます。

委員長 以上 6 件、一括上程をいたしました。議案第72号から議案第77号に関しましてご質問、ご意見があれば、議案番号を明示して質問をしてください。いかがでございますか、何かございませんか。

(「なし」の声)

委員長 それでは、これをそのまま承認してもよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がございませんので、議案第72号から第77号まで原案のとおり可決いたします。

どうもありがとうございました。

それでは、引き続きまして、日程第12、議案第78号「杉並区教育委員会職務権限規程の一部改正」、日程第13、議案第79号「杉並区立学校職員出勤簿整理規程の一部改正」の 2 件について、これは先ほどの規則改正に伴う規定の整備に関する議案ですので、一括上程して審議いたします。

庶務課長から説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、議案第78号及び議案第79号につきまして、ご説明申し上げます。

初めに、議案第78号でございます。

新旧対照表の 2 ページをご覧ください。

教育委員会事務局等の職員の超過勤務の制限の承認等は、課長等が行うこととするものでございます。

その他、必要な規定整備を行ってございます。

施行期日は平成22年6月30日からとしてございます。

次に、議案第79号でございます。

新旧対照表1ページをご覧ください。

区費の学校職員について、超勤代休時間を定めたことによる改正と、短期の介護休暇の出勤簿表示を定めるものでございます。

施行期日は平成22年6月30日から施行するものとし、短期の介護休暇の規定は、都費の教職員につきましては、7月1日から適用することといたしてございます。

以上で説明を終わります。

議案の朗読は省略させていただきます。

委員長 以上の2件につきまして、ご質問、ご意見ございませんか。

(「なし」の声)

委員長 それでは、これは原案どおりに可決しても異議はありませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 それでは、原案のとおりに可決いたします。

どうもありがとうございました。

日程第14、議案第80号「平成22年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」の実施方針」を上程し、審議いたします。

庶務課長から説明をお願いいたします。

庶務課長 続きまして、議案第80号について、ご説明をいたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条では、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理、執行状況について、点検・評価を行うこととしてございます。

杉並区におきましては、毎年実施してございます行政評価をもって、この点検・評価とし、効率的かつ効果的な事務事業に取り組んでまいりました。

今後は、新たな視点を加えた点検・評価を実施し、教育の計画等の策定、予算編成に活用し、一層質の高い教育行政の実現に努力をしてまいりたいと考えてございます。

実施方法といたしましては、教育ビジョンの6つの目標ごとに、毎年実施してございます、行政評価を活用して、計画事業の点検を行い、目標達成度、効果等を評価してまいりたいと考えてございます。

この点検・評価につきましては、学識経験者の意見を聴取した上で、教育委員会において作成し、議会に報告したいと考えてございます。

今後のスケジュールでございますが、8月中に事務局で点検・評価を行いまして、10月までに学識経験者の意見を聴取しまして、第3回区議会定例会に報告をしたいというふうに考えてございます。教育委員会に対しましても、適時、ご意見をいただくことといたしたいと存じます。

私からは以上でございます。

委員長 それでは、ただいまの議案第80号について、ご質問、ご意見ございますでしょうか。

(「なし」の声)

委員長 それでは、原案のとおりに可決することに異議はありませんか。

(「異議なし」の声)

委員長 それでは、原案のとおりに可決いたします。

どうもありがとうございました。

それでは、次は報告事項です。

日程第15、報告事項の聴取に入ります。

「指定管理施設高井戸温水プールの開場時間延長について」の説明を、社会教育スポーツ課長からお願いいたします。

社会教育スポーツ課長 私からは、指定管理施設高井戸温水プールの開場時間の繰り上げについて、ご報告させていただきます。

資料をご覧ください。

この件に関しましては、指定管理者である杉並区スポーツ振興財団から協議の申し入れがあったものです。

実施時期及び時間は記載のとおりでございます。8月2日から8月27日までの月曜日から金曜日の5日間を3回、通常、午前9時開場のところを1時間早めまして、午前8時からの開場を認めるものでございます。

なお、この時間を利用して、事業者である杉並区スポーツ振興財団は、自主事業といたしまして、小学生及び4歳から6歳の未就学児を対象とした、夏休み短期水泳教室の実施を予定しているものでございます。

私からは以上でございます。

委員長 それでは、これについて、ご質問、ご意見ございましょうか。

宮坂委員 非常に結構なんですけど、これは今年からですか、昨年もあったんですか。

社会教育スポーツ課長 今年度からの事業でございます。

大橋委員 小学生の夏休み短期水泳教室ということだったんですけども、この間は当然、通常の利用者は入れないということですか。

社会教育スポーツ課長 一般の方は、一応なしで、教室のための延長ということでございます。

大橋委員 趣旨はわかりました。

社会教育スポーツ課長 今後まだ、財団のほうで詰めていきますけれども、そのように聞いております。

大橋委員 ありがとうございます。

委員長 ほかに何かございますか。

(「なし」の声)

委員長 それでは結構でございます。ありがとうございました。

事務局次長 お手元に資料ございませんが、報告をさせていただきます。

本日欠席をされております、教育委員の安本委員でございますが、教育委員の任期が、平成18年6月30日から、平成22年6月29日まででございます。今月末をもって任期満了ということになります。

新しい教育委員の選任についてでございますが、次の新区長が選ばれ、このもとで選任をされ、区議会の同意を得た上で任命されるまでの間は欠員となりますので、あらかじめご承知おきいただければと思います。

私からは以上でございます。

委員長 どうもありがとうございました。

それでは、事務的なご案内はございますか。

庶務課長 次回の日程でございます。

7月14日水曜日午後2時から定例会を予定してございますので、よろしくどうぞお願いいたします。

以上です。

委員長 では、どうもありがとうございました。

それでは、すべての日程が終わりましたので、本日の会議を閉会いたします。

どうもありがとうございました。